

(公財) 長岡市スポーツ協会

平成30年度 指導者養成事業実施要項

1 事業目的

本市スポーツの活性化と競技水準の向上のため、市内種目別スポーツ指導者の養成と資質向上を図ることを目的とする。

2 事業概要

普及・きっかけづくり事業と小中高ジュニア選手強化事業を効果的に実施するため、各競技団体の実施する指導者養成や育成のための下記の事業に対して、その必要経費の一部を予算の範囲内で助成する。

3 事業期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とする。

4 事業内容

事業区分	内 容
(1) 種目別少年指導者会 (コアコンソーシアム)の設置・開催	市内年代別指導者によって組織された情報交換会や研究協議会の開催(最低年1回開催)に対し、1団体3万円を助成する。
(2) 講習会開催事業	各団体が県外講師等を招聘して開催する指導者講習会、研修会に対し、開催経費の一部を助成する。 ① 1回の開催につき、5万円を限度として予算の範囲内で助成する。 ② 1団体につき1件までとする。
(3) 研修派遣事業	中央競技団体等が主催する講習会や研修会(県内での開催を除く) への所属指導者の参加(派遣)に対し、その経費の一部を助成する。 (日本体育協会公認資格などの資格取得講習会も可) ① 短期派遣事業(研修期間が5日未満) ア 1団体につき2件の申請までとする。 イ 1件の派遣につき、3万円を限度として予算の範囲内で助成する。 ② 長期派遣事業(研修期間が5日以上) ア 助成は、全体で8件までとする。 イ 1件5万円を上限に助成する。 ただし、研修の総経費が上限額に満たない場合は、交通費・宿泊費・受講料等の実費とする。

5 対象経費

- (1) 謝金（指導者謝金、講師謝金、運営役員謝金等）
- (2) 旅費（交通費、宿泊費）
- (3) 消耗品費（比較的短期に消耗させるもの、テキスト代など）
- (4) 印刷製本費（要項作成、資料作成費）
- (5) 使用賃借料（会場利用料、バス借り上げ料）
- (6) 手数料（指導者スポーツ傷害保険料）
- (7) 通信運搬費（切手代など）
- (8) 受講料、参加料

6 申請について

次年度事業計画ヒアリング（10月）に際して、別紙「指導者養成事業計画書」を提出する。（様式は、スポーツ協会ホームページからもダウンロードできます）

7 助成額の内示と決定・通知

競技力向上委員会の承認を受け、助成額を内示する。（2月）
予算の確定を受け、助成額を決定して通知する。（4月）

8 報告と助成金の支払い

別紙「指導者養成報告書」を**事業終了後2週間以内**に提出する。

（様式は、スポーツ協会ホームページからもダウンロードできます。）

報告書には、**①各事業の開催要項、②各事業の記録写真、③各事業参加選手名簿及び指導者名簿**を添付する。

事業報告の内容について審査し、助成金を確定して支払う。（登録口座に振込み）

9 ヒアリング

提出された次年度事業計画書のヒアリングを行う。（10月）